

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市営住宅条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和2年8月14日（金）
意見提出期間	令和2年8月14日（金）から 令和2年9月14日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクス	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区 分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	5件

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	意見に対する考え方
1	浅原住宅の駐車場の使用料はいくらか。	D	周辺相場との均衡を考慮して、使用料を決定します。
2	東町住宅の駐車場の使用料はいくらか。	D	東町住宅には、市で管理する入居者用有料駐車場はありません。
3	鬼柳地区の市営住宅の敷地内において、空いている場所に駐車する場合は、許可は必要か。	D	敷地が広く、入居者や来客者は自由に駐車できる状態にあるので、駐車は許可は必要としていません。
4	桑原住宅の敷地内において、入居している部屋の前に駐車する場合は、許可は必要か。	D	敷地が広く、入居者や来客者は自由に駐車できる状態にあるので、駐車は許可は必要としていません。
5	市営住宅敷地内に許可なく駐車したことを理由に、明渡し請求をすることは可能か。	D	明渡し請求をすることはできますが、まずは注意して改善を促すべきと考えます。